

**議会基本条例の検証修作業に係る課題の洗い出し
(議会改革推進特別委員会での主な意見)**

◎第1章総則から第2章市民と議会との関係（第1条～8条）

第1条（目的）

市政の情報公開とまちづくりの推進、身近な議会、議員活動の活性化とあるが、議会としての行動が書かれていない。議員活動だけでなく、議会活動が重要である。ただ単に伝言役ではなく、市議会全体として活動していくということを目的に記載すべきである。議会活動の言葉をここに入れるべきではないのか。

第4条（議会の活動原則）

第1項 末尾

「市長等の市政運営の状況を監視するものとする。」と監視するというと悪事が前提でこれに対する監視であり、適切な表現にしてはどうか。審議とか、チェック機能等。

第8条（市民とともに考える議会）

第3項

「議会は本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下委員会という）の後に参考人制度並びに公聴会制度を活用して、市民の専門的、または政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。」とあるが、実際に参考人制度とか、この公聴会制度が活用されていない。我々自身が積極的に取り入れていくべき。

◎第3章議会及び議員と市長等の関係～第6章政務活動費（第9条～第15条）

第11条（議決事件）

改正条例の施行から時間の経過していることから、追加すべき執行部の計画等点検する必要がある。

第13条（討議による合意形成）

第2項

「本会議及び委員会の審議は議員相互間の十分な討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。この場において、議会はその結果に関し、市民に対して説

明責任を十分に果たさなければならない。」とあるが、議会だより発行が中心である。市議会だよりの発行が遅い。

議会としての情報発信は、第19条の議会の広報の充実にも関連する。

◎第7章議会及び議会事務局の体制整備～最後の第9章最高規範性で見直し (第16条～第25条)

(議会事務局の体制の整備)

第17条

「議会事務局の調査、今後、議論の充実なり、強化を図るものとする。」とあるが、他市町と比較して、職員数が少ない。事務局の充実を図る必要がある。

(議会の広報の充実)

第19条「定期的に市民に周知するよう努めるものとする。」とあるが、以前は市民懇談会等あったが、休止している。この機会に、このことについては具体化するようになっていく必要がある。

第8条第2項に「議会は、市民の多様な意見及び提言を把握し、政策立案その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。」とあり、広聴機能の充実にも関連してくる。

第23条(最高規範性)

第3項「議会は議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期の開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。」初当選議員研修をやっているが、議員全員を対象に開催するべき。

第13条第2項の意見は、第19条に意見集約することとする。